

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ制度（素案）について

1 趣旨

性的指向や性自認等に伴う差別及び偏見の解消や、生活上の困難及び生きづらさの軽減を図り、一人ひとりの多様性を認め合い、支え合うことで、誰もが安心して住み続けられる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 制度の名称

「紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」

3 制度の根拠規定（条例型・要綱型）

➤ 要綱型を採用（「紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」）

【考え方】

全国におけるパートナーシップ制度の導入事例によれば、制定の方法として「条例型」と「要綱型」の2種類がある。今後、本制度に関係する法律の成立・改正等があった場合を考慮し、より柔軟に制度の改正が可能である「要綱型」を採用します。

4 制度の対象者

（1）パートナーシップ

①定義

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、協力し合うことを約束した2者の関係をいう。

②要件

パートナーシップ宣誓をすることができる者（以下、「宣誓者」とする。）の要件は以下のとおりとする。

ア 年齢

➤ 宣誓者の双方が成年に達していること

【考え方】

民法に規定される婚姻年齢に準拠します。

イ 性別等

➤ 性別については規定しない（性別を問わない）

【考え方】

本制度は、性別に対する固定観念にとらわれない社会を目指すという趣旨があること、また、性別に関する要件を課すことで、宣誓者に性別のカミングアウトを強制することになるため、性別についての要件は設定しないこととします。

ウ 住所地

➤ 宣誓者のうち一方が町内に住所を有する又は3ヶ月以内に町内への転入を予定していること

【考え方】

諸事情により同居することができないカップルを考慮するため、宣誓者のうち一方が町内に住所を有していれば本制度の対象とします。

エ 配偶者・その他のパートナーの有無

➤ 他の者と婚姻していないこと

➤ 他の者とパートナーシップ関係（事実婚関係）にないこと

➤ 民法に規定される「直系・三親等内の血族」、「直系姻族」の関係にないこと

【考え方】

- ・婚姻に相当する関係を認めるという本制度の趣旨から、既に他の者と婚姻関係（パートナーシップ関係、事実婚関係）を結んでいる場合や民法の規定により婚姻を禁止されている関係にある場合は対象外とします。
- ・ただし、養親子関係については、婚姻を結ぶことができないカップルが法的な家族関係を結ぶために養子縁組を行うケースがあることを考慮し、本制度の対象として認めます。

オ 通称名の使用

- 宣誓時における通称名の使用を認める。

【考え方】

性別違和等により、戸籍上の氏名を名乗ることに抵抗を覚える方に配慮するため、日常的に通称名を使用している場合に限り、通称名により宣誓を行うことを認めます。

(2) ファミリーシップ制度（親・子）

【定義】

「ファミリーシップ関係」とは、パートナーシップ関係にある当事者に加えて、その子又は親を含め、「家族」として日常の生活において相互に協力し合うことを約した当事者間の関係を指す。

- 親又は子（15 歳以上）本人の同意が得られている場合、ファミリーシップ関係を認める。
※子が 15 歳未満の場合は子本人の同意は不要。

【考え方】

- ・多様な家族関係を結ぶことができる社会を実現するため、パートナーの子・親も含めた「ファミリーシップ関係」を認めます。
- ・宣誓者が親と別居している場合又は子が進学等で別居している場合を考慮し、生計の同一の有無は要件にしないこととします。

5 宣誓の方法

- 宣誓者は、町に対して互いがパートナーシップの関係にあることを宣誓し、宣誓書に署名を行う。
- 宣誓の方法は、「窓口宣誓」又は「オンライン宣誓（WEB ミーティングツール）」のいずれかとする。
- 担当部署は「企画総務部企画課」とする。

【考え方】

- ・諸事情により役場に来庁できない方、役場に来庁することで人目に触れたくないという方に配慮するため、WEB ミーティングツールを活用したオンラインによる宣誓を認めます。
- ・担当部署について、一般的な住民登録、各種証明書の発行等の手続きは「町民課」が行っていますが、人の往来が多く宣誓者のプライバシーの保護が難しいため、男女共同参画推進の担当部署である「企画総務部企画課」を本制度に関する相談・申請・届出等の窓口として位置付けます。

6 宣誓の証明方法（交付物）

- 「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」（以下、「受領証等」とする。）の交付

7 受領証等の返還

以下の事由が発生した場合、返還届を提出するとともに交付された受領証等を町へ返還しなければならないこととする。

- 宣誓者の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき
- 宣誓者の一方が死亡したとき
※ただし、ファミリーシップ制度を結ぶ死亡したパートナーの親・子が望む場合は、ファミリーシップ関係の継続を可能とする。
- 宣誓者の双方が町外に転出したとき
- 要綱の規定により宣誓が無効となったとき
- 宣誓者が要綱に規定している要件に該当しなくなったとき

【考え方】

パートナーシップ関係を結ぶパートナーが死亡した場合、パートナーシップ関係は解消されますが、宣誓者と死亡したパートナーの子・親が家族としての関係を継続したいと互いに望んだ場合は、その意思を尊重し、ファミリーシップ関係を継続することを認めます。

8 制度により得られる措置・サービス

- パートナーシップ等の宣誓を行った者が利用可能となるサービス等について、以下の(1)～(3)のとおり段階的に検討する。

(1) 町の規則等に基づく公的サービス

①制度運用開始時（R6 年度当初）

- 町営住宅への入居
- パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談ができるもの※
- パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの※
- 岩手県においても、「県営病院」、「県営住宅」において本制度が利用可能。

※従来、パートナーシップ制度の宣誓の有無に関わらず柔軟に対応していたが、受領証の提示により手続きの円滑化等が期待されるサービスも含む

②R6 年度以降

- その他利用可能な行政サービスの拡大について、順次検討を進める。

【考え方】

- ・本制度の運用開始時に利用可能な行政サービスについて、町営住宅へのパートナー（子・親）との入居のほか、本制度の受領証等を提示することにより手続きの円滑化が期待されるサービスを P4～P5 のとおり検討しています。
- ・その他本制度をより利用しやすいものとし、性的マイノリティ等の多様な住民が暮らしやすい環境を整備するため、利用可能な行政サービスの拡大について順次検討します。

(2) 民間サービス等（R6 年度以降）

- 民間企業等に対して、本制度への理解と対象民間サービスの導入の働きかけを行う。

【考え方】

- ・民間サービスについては、既に大手企業等が性的マイノリティを対象とするサービスを導入している事例があり、各企業等の判断となりますが、本制度を活用できる場合があります。
- ・本制度をより利用しやすいものとし、性的マイノリティ等の多様な住民が暮らしやすい環境を整備するため、町内の民間企業等に対して積極的に働きかけを行っていきます。

(3) 自治体間の相互連携

- 現在、パートナーシップ制度を導入した県内市町村間における相互連携について検討中です。

【考え方】

- ・通常、宣誓者が住所異動を行った際に「受領証等の返還」、「再宣誓」等の手続きが必要となりますが、相互連携する市町村間の住所異動の場合は、上記のような手続きが不要となり、宣誓者の負担軽減が図られます。
- ・本制度をより利用しやすいものとするため、県内市町村間における相互連携について、積極的に検討を行います。

【パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談ができるもの】

制度・サービス名	制度内容・利用方法	担当課・問い合わせ先
介護保険関係書類の送付先変更	介護保険の受給・納付・給付等にかかる書類の送付先を本人以外に変更できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
介護保険被保険者証再交付	パートナーが被保険者証の再交付を受けたいときに、家族による代理手続と同様に申請できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
要介護認定の申請	パートナーが新たに要介護認定を受けたいとき、認定の更新・区分変更が必要になったときに、家族による代理手続と同様に申請できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
要介護認定申請の取り下げ	パートナーの要介護認定申請を取り下げたい時に、家族による代理手続と同様に申請できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請・受領ができる。 ※委任状が必要、同一世帯の場合は委任状不要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
個人住民税の減免申請	要件に該当する場合は、申請により減免する。 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
国民健康保険税の減免申請	要件に該当する場合は、申請により減免 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
納税相談	納税に関する相談ができる。 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 納税係 (019-672-6881)
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳（名寄帳）の写しの申請、受領ができる。 ※委任状が必要、同一世帯の場合は委任状不要	税務課 資産税係 (019-672-5261)
固定資産税の減免申請	要件に該当する場合は、申請により減免する。 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 資産税係 (019-672-5261)
り災証明書の申請 （火災以外の自然災害）	罹災証明書の申請、受領ができる。 ※同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要	税務課 資産税係 (019-672-5261)
り災証明書（火災に起因するもの）の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 ※り災者本人からの委任または委任状が必要	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
母子健康手帳の交付	本人の状況を把握している配偶者等と同様に、代理申請、受領ができる。※委任状が必要	健康福祉課 母子保健係 (019-672-2111 (内線1341、1342))
住民票の交付	パートナーが同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる。	町民課 住民係 (019-672-6862)

【パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの】

制度・サービス名	制度内容・利用方法	担当課・問い合わせ先
町営住宅への入居	パートナーと町営住宅への入居ができる。	都市計画課 建築住宅係 (019-672-6876)
住民票の続柄の記載	パートナーが同一世帯員の場合、申出により世帯主との続柄を「縁故者」とする。	町民課 住民係 (019-672-6862)
軽自動車税（種別割）の減免申請	必要な要件を満たしている場合、申請により減免する。※納税者本人の承諾が必要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
紫波町U・Iターン移住支援金	必要な要件を満たしている場合、同居するパートナーと世帯向けの申請を行うことができる。	企画課 総合政策係 (019-672-6884)
子育て応援給付金	対象児童を養育する者が申請できる。	健康福祉課 母子保健係 019-672-2111 (内線1341、1342)
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)

【その他】

制度・サービス名	制度内容・利用方法	担当課・問い合わせ先
パパママ教室などの各種教室	パートナーと一緒に教室に参加できる。 パートナーの子の保護者として教室に参加できる。	健康福祉課 母子健康係 (019-672-2111 (内線1341、1342))